

香川県教育委員会 8月定例会会議録

1. 開催日時 令和元年8月23日(金)
開 会 午前 9時00分
閉 会 午後 0時05分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	藤 村 育 雄
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	槇 田 實
委 員	藤 澤 茜

4. 教育長及び委員以外の出席者

理事	松 原 文 士
教育次長兼政策調整監	井 元 多 恵
総務課長	白 井 道 代
義務教育課長	小 柳 和 代
高校教育課長	金 子 達 雄
特別支援教育課長	廣 瀬 尚 子
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	原 田 智
政策主幹兼総務課副課長	石 川 史 郎
総務課長補佐	福 家 啓 充
総務課長補佐	岩 田 篤 志
高校教育課長補佐	森 総 子
高校教育課長補佐	小 山 圭 二
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
総務課副主幹	増 田 大 輔
総務課副主幹	柳 澤 紀 子
高校教育課主任指導主事	亀 田 龍 輔
特別支援教育課主任指導主事	三 宅 貴 将

総務課主任	中 村 慎 一
総務課主任	真 田 啓 介
高校教育課指導主事	川 東 芳 文
総務課主任主事	矢 野 勝 也

傍聴人 あり（2人）

5. 会議録の承認

7月定例会の会議録署名委員の平野委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議案第1号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を發議。

また、議案第5号は、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、また、文部科学省初等中等教育局長名で、静ひつな採択環境を確保し、公正かつ適正な教科書採択を行う旨の通知が出されていることを考慮し、非公開としたい旨を發議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 令和元年9月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対する意見について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

総務課長から、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員>昇給日はいつからになるのか。

＜総務課長＞昇給日は1月1日で変更されないが、昇給に係る勤務成績の評価期間を、これまでは昇給日前直近の1月1日から12月31日までとしていたものを、昇給日前直近の10月1日から9月30日までに変更している。これは、昇給日が1月1日で評価期間が昇給日前直近の12月31日まででは、実際の評価に係る事務手続きの期間が取れないことから変更されたものである。

＜小坂委員＞評価期間の終了後に懲戒処分を受ける職員については、評価期間中に懲戒処分を受けた者と同様に取り扱うとなっているが、これはどの程度の期間なのか。

＜総務課長＞昇給日が1月1日で、昇給に係る勤務成績の評価期間が昇給日前直近の9月30日に変更されるが、評価期間終了後の10月1日から12月31日までの間に懲戒処分を受ける者については、評価期間内に懲戒処分を受けた者と同様に勤務成績を評価されるということである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

総務課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく、平成30年度における教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について諮る旨、説明。

【質疑】

＜藤村委員＞地域教育行政懇談会で出された意見の概要が資料として添付されているが、これらの意見は報告書の資料として添付を考えているのか。

＜総務課長＞いただいた意見は、県教委のホームページに掲載して周知するが、議会等に提出する報告書には添付しない予定である。

＜教育長＞報告書には様々な統計データも使用されているが、数値等の確認は十分に行っているか。

＜総務課長＞確認作業は十分に行っているが、議会への提出やホームページへの掲載等を行う前に再度確認する。

＜藤村委員＞昨年も同様の意見を出したと思うが、全体の評価に対する記載がないため、目標に向けた全体の進捗状況がどのようになっているのかが、この報告書を見ても分かり難いと思う。全体をひとまとめにして評価した記載が必要ではないか。

＜総務課長＞全体をひとまとめにした評価であれば、資料の28及び29ページにある数値目標に対する現状を年度毎に評価したものを記載しているので、それらを見て判断していただくことになる。

＜藤村委員＞この評価を見れば、前年度よりも良くなっているのか悪くなっているのかということが判断できるのか。

＜総務課長＞各項目の数値の比較なので、全体の評価を判断することは難しいかもしれない。

＜藤村委員＞個別項目の評価だけでなく、全体を評価することによって、香川の教育が良い方向に向かっていることを示せるような報告書にしてもらいたい。

＜榎田委員＞前年度の評価から改善された項目が分かるように印をつけるという方法もあるのではないか。

＜藤村委員＞榎田委員の意見のように改善された項目に印をつけるのでも良いし、A評価やD評価の項目数の合計を前年度と比較することで全体を評価するという考え方もできるのではないか。

＜総務課長＞今日の意見を参考にして、記載内容の検討をさせていただきたい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 令和2年度香川県立高松北中学校入学者選抜要綱について

高校教育課長から、令和2年度香川県立高松北中学校入学者選抜要綱について諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞要綱の内容を大きく変更したのは、何年前だったか。

＜高校教育課長＞2年前の平成30年度の要綱で大幅に変更し、定員を105名にした上で抽選による選抜方法を無くしている。

＜教育長＞要綱を大きく変更したことによって、入学志願者が増えたとか、何か変化等が見えてきたものはあるか。

＜高校教育課長＞受検者数は、抽選を導入していた平成28年度が126人で倍率が1.05倍、平成29年度が138人で1.15倍と低い状況であったが、抽選を止めた平成30年度は154人の1.47倍、平成31年度は151人の1.44倍となっており、倍率で見れば大幅に上昇している。これは抽選も無くなり、受検した力をそのまま評価してもらえるようになったことが好意的に捉えられているのではないかと考えている。また、抽選を無くした以降に入学した生徒の状況を学校から聞いた内容では、以前は生徒間の学力差を感じるが多かったが、最近は学力差が縮まってきているとともに、学習意欲の高い生徒も増えているとのことである。それ以外にも、卒業後に高松北校ではなく他の高校へ進学する生徒の数が減少していることについては、北中と北高の両校の取組みが評価されたもので入試と直接関係はないかもしれないが、両校全体として随分と変わってきていると考えている。

＜藤村委員＞入学予定者の発表は、学校で掲示して発表するのか。インターネット上での発表は考えていないのか。

＜高校教育課長＞以前に指摘のあった県立高校の入試の合格発表も含めて検討し

ているところであるが、今のところインターネット上での発表に切り替える予定にはしていない。

＜藤村委員＞インターネットでの発表は、何が問題となって切り替えることができないのか。

＜高校教育課長＞インターネット上での発表を始めた場合でも、現在の学校での掲示による発表は継続していく必要があると考えており、どちらをメインの発表とするのかという考え方だと思う。掲示による発表が正式なもので、インターネット上での発表が補助的なものという考え方でいけば、インターネットでの発表の時間を少し変えることで対応は可能であるが、県立高校全てが同時刻に発表するための調整も必要となる。いずれにしても、将来的にも導入しないということではない。

＜小坂委員＞学校としては、合格発表後に入学説明会の案内等や配布物を渡す都合もあるのではないか。

＜高校教育課長＞そういった対応についても、以前指摘があったようにインターネットで指定の時間を周知することにより、対応は可能と考えている。

＜榎田委員＞学校での掲示による発表と、インターネット上での発表に時間差ができることについては、特に問題ないと思う。

＜藤村委員＞本人が見るだけではなく、遠方にいる家族等が確認できるという利点もあるので、是非考えてもらいたい。

＜平野委員＞今後、県外からの生徒の受入れを検討していくというのであれば、インターネットでの合格発表といった遠方からの受検者に対する配慮も必要と考える。

＜高校教育課長＞指摘のとおり、次期計画では県外からの受検者を増やすこととしており、インターネットによる合格発表が必要になると考えている。

＜藤村委員＞北中学校の願書の締め切り後、受検者数や競争倍率を確認することはできるのか。

＜高校教育課長＞新聞等で発表されている。

＜平野委員＞インターネットでは発表していないのか。

＜高校教育課長＞北中も含め県立高校の場合、各校が独自にインターネットで発表はしておらず、高校教育課が全校分をまとめて県教委のホームページに掲載している。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 令和2年度に県立高等学校及び県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書並びに県立特別支援学校において使用する一般図書等教科書の採択について（非公開案件）

教育長から、議事の進め方として、協議及び採決を4つの項目に分け、最初に、県立高校において使用する教科書について、2番目に県立特別支援学校の

高等部において使用する教科書について、3番目に県立特別支援学校において使用する一般図書について、最後に県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書について、それぞれ協議した後に採決することについて説明。

(その1)

高校教育課長から、令和2年度に県立高等学校において使用する教科書、選定に関する資料について説明し、学校ごとに作成された、全日制、定時制、通信制、学科、コースごとの教育課程を踏まえた選定方針、生徒の進路希望や実態等を踏まえた教科書の選定理由、学校評議員等の代表的な意見について説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】

- <委員>教科書選定にあたり学校評議員等から出された意見が資料として添付されているが、それぞれの教科書をよく吟味した内容となっており大変参考になる。なお、資料としての添付の仕方について、各学校別に添付した方が見やすいのではないかと思うので、今後検討してもらいたい。
- <委員>評議員や保護者の意見ということで参考にするのであれば、今回のように全学校をまとめて資料としている方が見やすいと思うが、特定の学校について検討する場合は、学校毎に添付している方が良いと思う。
- <委員>採決するにあたっては、学校が出した選定方針と採択希望教科書案に対して評議員等の意見を参考にするという形になると考えており、評議員等の意見がとても重要になるということで資料として添付されるようになったのではないかと思う。
- <高校教育課長>見やすさの観点から、来年度から評議員等からの意見については別冊にして添付する。
- <教育長>選定対象となる教科書の9割以上が継続ということになっているが、教科書の内容が大きく変わるのはいつからか。
- <高校教育課職員>令和4年から新しい学習指導要領が始まるので、教科書の内容も大幅に改訂される。令和3年度の教科書採択から、年次進行で新たな内容の教科書を選定することになる。
- <委員>教科書採択に関しては、対象となる教科書の全てを、教育委員が専門的な知見をもって審議することは中々難しい部分があると思う。以前にも質問したと思うが、高校や特別支援学校の教科書採択を教育委員会に諮らずに、教育長専決で採択しているところはないのか。
- <高校教育課長>中四国の県教育委員会において、愛媛県、高知県、山口県、島根県では教科書採択に関する教育長専決の規定を設けている。なお、実際に当該規定を適用して教育長専決をしているのは、高知県と島根県のみである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(その2)

特別支援教育課長から、令和2年度に県立特別支援学校の高等部で使用する教科書について、過去の教科書選定及び採択においても、県立高等学校と同様な手続きで、各校において選定されたものについて、教育委員会で、承認、採択をされていること。

特別支援学校高等部在学者のうち、県立高等学校と同様の教科書を主に使用しているのは、高等学校に準ずる教育課程のある盲学校、聾学校、高松養護学校、善通寺養護学校の知的障害を伴わない単一障害の生徒のほか、知的障害特別支援学校においても、地図や音楽、美術、保健体育、家庭の実技教科において、少数ではあるが、検定済み教科書が選定されていること。

選定においては、生徒の進路希望や学習指導要領に示された観点に加え、個々の障害特性から生じる学习上又は生活上の困難を踏まえ、「見やすさ」、「めくりやすさ」、「理解のしやすさ」といった『学びやすい』環境を整えるという観点から検討を行っていることを説明し、採択について諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(その3)

特別支援教育課長から、令和2年度に県立特別支援学校において使用する一般図書について、特別支援学校では、知的障害のある児童生徒を中心に、学校教育法附則第9条の規定によって、絵本等の一般の図書を教科書として使用できるようになっており、これについては、毎年採択することとしていること。

本県では、文部科学省が示す「一般図書一覧」の全ての図書について、教科用図書選定審議会による調査を終えて、「選定に必要な資料」に掲載しており、これらの図書の中から、児童生徒の障害の程度に応じて、適切な教科書を選定、採択しているが、本年もこの資料等を基にして、各学校が本を実際に手にとり、慎重に再調査、検討していること。

学年の途中から転校してくる児童生徒もいるため、すべての児童生徒の障害の程度に応じた適切な教科書を採択することが必要なことから、一般図書選定一覧に掲載しているすべての図書について、一括採択で諮る旨、説明。

【質疑】

<委員>確認であるが、一般図書については、一括採択された教科書の中から、子どもたちの障害の程度に合わせてどれかを選ぶということが良いか。

<特別支援教育課長>そうである。

<教育長>ということは、相当に広い範囲から選ばれているということか。

＜特別支援教育課長＞そうである。採択された教科書の中から、この子どもにどの教科書が合うかということで選定している。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(その4)

特別支援教育課長から、令和2年度に県立特別支援学校において使用する文部科学省著作教科書について、対象となる教科書が具体的には、盲学校等で使用する点字教科書、聾学校等で使用する聴覚障害者用の言語指導等の教科書、知的障害の教育課程を設定している特別支援学校等で使用する星本と呼ばれているものであること。

学年の途中から転校してくる児童生徒もいるため、全ての児童生徒の障害の程度に応じた適切な教科書を採択することが必要なことから、教科書目録に掲載されている全ての著作教科書について、一括採択で諮る旨、説明。

【質疑】

＜委員＞特別支援学校中学部の聴覚障害者用の国語の言語の教科書は著作年が平成12年で他の教科書に比べて非常に古いが、これ以外にはないのか。

＜特別支援教育課長＞この教科書のみである。小学部の教科書等は今年度変更されているが、長年変更されないのが常である。

＜特別支援教育課職員＞小学校の方は平成31年度改訂ということで、新しい学習指導要領に合わせて改訂されているが、中学校についてはまだ改訂されないままである。来年度の採択時には、小学校に合わせて改訂されるものと考えている。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 第74回香川丸亀国際ハーフマラソン大会について

保健体育課課長から、来年2月に開催予定の第74回香川丸亀国際ハーフマラソン大会の実施要領などについて説明。

【質疑・意見交換】

＜藤村委員＞参加者数の上限は決めているのか。

＜保健体育課長＞1万人としているが、毎回この上限を上回る参加者となっている。

＜藤村委員＞インターネットでの事前の参加申込みが募集の上限を超えて抽選で参加者が決定されている場合でも、前日申込は受け付けているが、上限を超えても大丈夫なのか。

<保健体育課長>インターネットによる事前申込期間中においても、募集の上限を超えた場合は、その時点で募集を締め切っている。ただし、前日申込については、インターネットでの事前の申し込みの有無にかかわらず、前日申込の手続きをすれば必ず参加していただける。このような申込方法は、全国的に見ても稀だと思うが、これまで特に問題は生じていない。

<教育長>前日申込をするのが500から600人程度のオーダーだということが前提でできているのではないのか。もし3,000人も4,000人も申し込みがあれば制限する必要があるのではないのか。

<保健体育課長>現在は、大会前日の10時から15時の間に申し込みをされた方は全て参加できるようにしており、特に人数制限は設けていない。現実的に想定外の申込者があった場合は制限をする必要が生じるかもしれないが、現時点では前日申込の人数制限については考えていない。

<藤村委員>大会に参加するトップアスリートによる地域の方との交流行事や小中学生への指導を行っているが、場所が丸亀地区に限られているので、もっと全県に呼びかけて幅広く参加できる機会が持てるようにするとともに、トップアスリートの育成事業で指導している児童や生徒との交流も考えてもらいたい。また、香川県が台湾の桃園市との交流事業を行っている中で、桃園市からの参加者をもっと増やせるよう、知事部局とも連携して取り組んでもらいたい。

<保健体育課長>丸亀市の事務局とも相談しながら進めてまいりたい。